

京都市告示第496号

児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、平成21年3月13日付けで、要保護児童対策地域協議会を、次のとおり設置しました。

平成21年3月17日

京都市長 門川大作

1 要保護児童対策地域協議会の名称

京都市要保護児童対策地域協議会

2 要保護児童対策調整機関の名称

京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課

3 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第25条の5各号の該当する号

名 称	児童福祉法第25条の5各号の該当する号
京都市保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課	第1号
京都市こころの健康増進センター相談援助課	第1号
京都市保健福祉局子育て支援部	第1号
京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課	第1号
区役所・支所福祉部支援課（支援保護課）（代表）	第1号
区役所保健部（代表）	第1号
京都市教員委員会指導部総合育成支援課	第1号
京都市教育委員会指導部生徒指導課	第1号
京都市教育相談総合センター カウンセリングセンター	第1号
京都市子育て支援総合センター こどもみらい館	第1号

名 称	児童福祉法第25条の 5各号の該当する号
京都地方法務局	第1号
京都府警察本部	第1号
京都弁護士会	第2号
社団法人京都府医師会	第2号
特定非営利活動法人きょうとCAP	第2号
京都児童養護施設長会	第3号
京都障害児者親の会協議会	第3号
京都市小学校長会	第3号
京都人権擁護委員協議会	第3号
京都市立総合支援学校長会	第3号
京都知的障害者福祉施設協議会	第3号
京都市民生児童委員連盟	第3号
京都市長が指定する者	第3号

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)